

## 令和8年度 訪問看護ステーションへの教育機器・機材等貸出要領

### 目的

滋賀県内の訪問看護ステーションへ教育機器・機材等を貸出、演習の機会を得ることで、訪問看護ステーションで勤務する看護職等の知識習得の促進と実践的な技術力の向上をはかる。

### 利用方法

#### 貸出対象機関

滋賀県内の訪問看護ステーション。

#### 貸出物品

ホームページ掲載「教育教材リスト」のとおり。

#### 貸出期間

原則として1週間以内とする。

#### 費用

貸出に係る費用は無料とする。

#### 利用手順

##### 1.申請

「訪問看護ステーションへの教育機器・機材等貸出」ホームページの貸出申請フォームより、必要事項を入力し申請を行う。訪問看護支援センターは、貸出状況を確認のうえ、貸出の可否、貸出日時等について訪問看護ステーションに連絡する。

##### 2.貸出

貸出の際は、申請者（訪問看護師）と訪問看護支援センター担当者が貸出物品を「教育機器・機材等リスト」に沿って目視したうえで手渡す。

##### 3.返却

返却時にも貸出時と同様に返却者と訪問看護支援センター担当者がリストに沿って確認の上、返却する。また、返却前に実績報告を行う。

#### 破損・紛失

物品が破損、損傷若しくは滅失したときは、何人の行為によるものであっても、訪問看護ステーションの責任者は、速やかに訪問看護支援センターに申し出るとともに、訪問看護ステーションの負担において修理若しくはその損害を賠償しなければならない。

※ 貸出については、「滋賀県看護協会教育機器・機材等貸出規定」に準ずる。

#### 注意事項

機器を使用する前には、必ず取扱説明書を熟読すること。

機器を取り扱う場合は、落下や大きなショックをあたえたりしないように丁寧に扱うこと。

機器の受け渡しは、平日の9時30分～16時00分（年末年始を除く）に行うこと。

針やシリンジ、その他の消耗品については、訪問看護ステーションにおいて適切な方法で廃棄処理を行うこと。

今年度の貸出期間： ～令和9年3月19日